

議第 8 1 号

呉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

呉市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年呉市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（部分休業をすることができない職員） 第 2 3 条 部分休業（育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）をすることができない職員（同項の条例で定める職員をいう。）は、次に掲げる職員とする。 （1） 略 （2） 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める特定短時間勤務職員以外の特定短時間勤務職員（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。） （部分休業の承認） 第 2 4 条 部分休業の承認は、勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（特定短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該特定短時間勤務職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、3 0 分を単位として行うものとする。 2 勤務時間等条例第 1 3 条の規定に基づき特別休暇として育児時間（以下「育児時間」という。）を承認されている職員（特定短時間勤務職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1 日につ	（部分休業をすることができない職員） 第 2 3 条 部分休業（育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）をすることができない職員（同項の条例で定める職員をいう。）は、次に掲げる職員とする。 （1） 略 （2） 勤務日の日数を考慮して規則で定める特定短時間勤務職員以外の特定短時間勤務職員（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。<u>次条において同じ。</u>） （第 1 号部分休業の承認） 第 2 4 条 <u>育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、3 0 分を単位として行うものとする。</u> 2 勤務時間等条例第 1 3 条の規定に基づき特別休暇として育児時間（以下「育児時間」という。）を承認されている職員（特定短時間勤務職員を除く。）に対する<u>第 1 号部分休業</u>の承認については、1

き 2 時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 特定短時間勤務職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該特定短時間勤務職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該特定短時間勤務職員が育児時間を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

日につき 2 時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 特定短時間勤務職員に対する第 1 号部分休業の承認については、1 日につき、当該特定短時間勤務職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該特定短時間勤務職員が育児時間を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第 2 号部分休業の承認）

第 2 4 条の 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

(1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第 2 4 条の 3 育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

（育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

	<u>第 2 4 条の 4 育児休業法第 1 9 条第 2 項</u> <u>第 2 号の人事院規則で定める時間を基準</u> <u>として条例で定める時間は，次の各号に</u> <u>掲げる職員の区分に応じ，当該各号に定</u> <u>める時間とする。</u> (1) <u>特定短時間勤務職員以外の職員</u> 7 7 時間 3 0 分 (2) <u>特定短時間勤務職員</u> 当該特定短時 間勤務職員の勤務日 1 日当たりの勤務 時間数に 1 0 を乗じて得た時間 （育児休業法第 1 9 条第 3 項の条例で定め る特別の事情） <u>第 2 4 条の 5 育児休業法第 1 9 条第 3 項</u> <u>の条例で定める特別の事情は，配偶者が</u> <u>負傷又は疾病により入院したこと，配偶</u> <u>者と別居したことその他の同条第 2 項の</u> <u>規定による申出時に予測することができ</u> <u>なかった事実が生じたことにより同条第</u> <u>3 項の規定による変更（以下「第 3 項変</u> <u>更」という。）をしなければ同項の職員</u> <u>の小学校就学の始期に達するまでの子の</u> <u>養育に著しい支障が生じると任命権者が</u> <u>認める事情とする。</u>
（部分休業の承認の取消事由） 第 2 6 条 第 1 4 条の規定は，部分休業に <u>ついて準用する。</u>	（部分休業の承認の取消事由） 第 2 6 条 育児休業法第 1 9 条第 6 項にお いて準用する育児休業法第 5 条第 2 項の 条例で定める事由は，職員が第 3 項変更 をしたときとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において，この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の第 2 4 条の 4 の規定の適用については，同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と，同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業について所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。